

診療拒否が正当化される患者の迷惑行為等 診療拒否までに踏むべき手順

顧問弁護士

永田雅英法律事務所
永田 雅英

1. 応招義務と患者の迷惑行為
 2. 診療費不払い
- 「診療に従事する医師」
医師法19条1項は、

は、診療治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を

同通知は、「診療療養等において生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係」

には信頼関係の喪失は自明であるため、たとえクレームが診療内容に対するものであっても診療拒否は可能であると解されています。

また、同通知は、「支払い能力があるにもかかわらず、悪意をもつてあえて支払わない場合等には診療しないことが正当化される」「医

内容・医師による警告を受けた場合、まずは患者から迷惑行為を受けた場合、まずは患者に伝えます。その際、患者の迷惑行為の内容をカルテなどの書面に記録します。迷惑行為が継続される場合、

①緊急対応が必要か（病状の深刻度）、②診療時間内・勤務時間内か、③患者と医療機関・医師との信頼関係の3点です。

には信頼関係の喪失は自明であるため、たとえクレームが診療内容に対するものであっても診療拒否は可能であると解されています。

患者から迷惑行為を受けた場合、まずは患者に伝えます。その際、患者の迷惑行為の内容をカルテなどの書面に記録します。迷惑

によれば、応招義務に反しないかを判断する際の重要な考慮要素は、和元年厚生労働省通知によれば、応招義務に

には信頼関係の喪失は自明であるため、たとえクレームが診療内容に対するものであっても診療拒否は可能であると解されています。

2. 診療拒否をするまでの踏みべき手順について

の請求のためには、カルテに請求の根拠となる記載を残す必要があるのと同様です。診療拒否について不安を覚えられたらぜひ、弁護士にご相談ください。

これは、患者の医療を受ける権利を守るためにの義務ですが、同時に医師には、医療スタッフ・他の患者の安全を守る義務もあります。応招義務に関する令和元年厚生労働省通知によれば、応招義務に

が喪失している場合に、診療しないこと等は受けられる権利を守らないことが正当化される「例えは、診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続ける等」としています。

特に、患者の行為が犯罪に該当する場合（暴行罪、強制わいせつ罪、名誉毀損罪、侮辱罪等）には、悪意のある未払

いが重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定されれる場合もある「などとしています。

が喪失している場合に、診療を拒否する旨の警告文書（正副2通）を用意して、患者に正本を交付し、副本に受領の署名をさせます（押印までは不要でしょう）。患者が受領や署名を拒否した場合は、副本の余白に、拒否されたこと、口頭で内容を伝えたことを記載して、医師はまた担当者が署名押印します。

た場合、診療を拒否する旨の警告文書（正副2通）を用意して、患者に正本を交付し、副本に受領の署名をさせます（押印までは不要でしょう）。患者が受領や署名を拒否した場合は、副本の余白に、拒否されたこと、口頭で内容を伝えたことを記載して、医師はまた担当者が署名押印します。

が、診療拒否については、医療機関として手續的に適切に対応したことを記録しておく必要があります。医療費請求のためには、カルテに請求の根拠となる記載を残す必要があるのと同様です。診療拒否について不安を覚えられたらぜひ、弁護士にご相談ください。

バックナンバーを
HPで公開中

協会HPトップへ「長崎保険医新聞」→「医師・歯科医師のための法律相談」からご覧いただけます。

※無断転載禁止